

平成 29 年度 秋～冬学期 期末試験問題（筆記試験）

試験科目名	刑法基礎 2	教員名（署名）	安田 拓人
-------	--------	---------	-------

◆以下の問題に 2 問とも解答しなさい。

採点に際しては、何が問題となっているのかをきちんと指摘できているか、その問題に対する自らの解決策を理由づけながら説得的に提示できているか、自らの解決策に基づいて具体的な事実在即した結論を導くことができているか、を重視する。

問 1 X は、A 駅前のベンチに、ポシェットが置き忘れてあるのを目にし、周囲に誰もいないのを確認すると、自らが持参していた大きな紙袋の中に入れて持ち去った。このポシェットは、女子高生 B のものであり、B は、3 分ほど前にこれを置き忘れたまま、A 駅内のデパートに向かっていたものである。

X は、駅前の公衆便所でポシェットの中身を確認した際、C 電鉄の 150 円区間の回数券と D・F 駅間の定期券が入っているのを見つけ、これで不正乗車をしようと考えた。

A 駅では、その日、システムダウンにより自動改札が使えなかったため、X は改札係員 G のいる改札口から入場し、F 駅方面に向かう電車に乗車した。ところが、車内で定期券の券面をよく見てみると、有効期限が切れていて、F 駅の改札を定期券で通ることはできないことが判明したため、X は、F 駅に着くと、改札係員 H に対し、自己の IC カード乗車券を呈示し、「隣の E 駅から乗ったんですが磁気不良で自動改札を通れません。」と申し向けたところ、これを信じた H は、当該 IC カードの磁気情報をチェックすることもないまま、E 駅からの運賃 150 円を収受して、X を出場させた。なお、A 駅から F 駅までの運賃は 620 円である。

X の罪責を論じなさい。（特別法違反の点を除く。なお、A 駅 D 駅 E 駅 F 駅はアルファベット順に並んでいる。）

問 2 X は、A 大学法科大学院入試に際し、後輩 B の依頼に応じて「替え玉受験」を行うこととし、X が解答用紙の氏名欄に B と記入し、B 名義の答案を作成して提出した。X の罪責を論じなさい。

第 一 問

1970年10月15日 星期一 晴 10月15日 星期一 晴

1. 2θ 解法同求 θ (2) 同様に B を 2θ とし、 B 角の答案として成り立つものは
行角に 70.2° 、斜辺長 1 の逆斜 (159°) が成り立つ。

2728

第 問

1. 一、作者の意とは、本書の意見は内容的に著者に示されて意見の
相違を述べた。著者は、本書に著者として意見が自己のものとして述べた。

(4) 砂岩に化して、又は半不整合境界に化しての認識記者の如く、
下は、砂岩は認められぬ。

第2問

- (159条項)
1. Xの行為に私文書偽造罪にあたるか、以下検討する。
 2. (1) 本罪の客体は権利・義務または事実証明に関する文書等であり、回文である。本件において、大学院入試の答案は、事実証明に関する文書にあたるか、以下検討する。
 - (2) 事実証明に関する文書は、社会生活に交渉を有する事項を証明する文書である。
 - (3) 本件において、大学入試の答案は、採点する点数がつくものであり、その点数によって大学院へ入学するための合否が決まるという成績の証明になることから、社会生活に交渉を有する事項を証明する文書であるといえる。
 3. (1) 本罪の行為は偽造・変造である。XがBの依頼に応じてB名義の答案を作成したことは偽造にあたるか、以下検討する。
 - (2) 偽造は名義人と作成者の人格の同一性を偽ることである。30年判例集には意見説によれば文書作成の際の意思主体である。つまり名義人の承諾があれば名義人と作成者の人格が同一性を偽っていないと偽造とはならない。しかし、例外として文書性質上名義人以外が作成したといえない文書は承諾があっても偽造にあたる。
 - (3) 本件において、大学院入試の答案はBの成績を上げるためのものであり、B以外のものが作成したと認め

3

第2問

4. 本罪の結果は、答案を提出したため、結果は、
5. (1) 本罪において、主観的要件として故意に加え、行使の目的が必要である。故意は犯罪事実の認識・認識である。
- (2) 本件において、Xには犯罪事実に対し認識・認識があり、行使の目的はBのために替えて受験することにある。
6. 以上のことから、Xには私文書偽造罪(159条)が成立する。OK

8

刑法 平成29年度過去問

井料至菜

第1問

- (235条)
1. Xの行為は窃盗罪にあたるか、以下検討する。
 2. 本罪の保護法益は所有権であり、量的には占有である。
 3. (1) 本罪の客体は「他人の財物」である。そこで本件において、Xの持ち主のボシェットは他人の財物といえるか、つまり女子高生Bの占有の有無が問題となる。
 - (2) 占有の有無の判断は、財物に対する事実的支配が主たる要素であり、その事実的支配は、財物の特性、場所的状況、時間的場所的接近性、場所の見通し、被害者の認識、行動を総合考慮して判断する。Xがボシェットに占有を認め
 - (3) 本件において、Bが置き忘れてからXが領得するまでの時間は1分30秒であり、Bが向かいの場所へA駅内のテラットにあるから、Xが領得した時点ではBがかなり近い場所にいると想定される。このことから時間的場所的接近性が認められる。また、ボシェットが置き忘れてゆえに、Bの財物に対する事実的支配が認められ、Bの占有が認められる。
 4. (1) 本罪の行為は窃取である。窃取とは、他人の占有する財物を占有の意思に反して占有を侵奪し、自己または第三者に占有を移転することである。
 - (2) 本件において、Xは、Bの占有を侵奪し、自己の占有として、Bの占有を侵奪し、自己の占有として、自らの手荷物に入れて大抵の袋の中に入れて持ち去る。この

7

第1問

2. 以上から、窃取に認められる。
 5. Xの行為の結果として、Xがボシェットの占有を取得している。
 6. (1) 本罪が成立するための主観的要件として故意に加え、不法領得の意思が必要である。故意は、犯罪事実の認識・認識であり、不法領得の意思は、権利者と排除する権利者排除意思と、他人の物と自己の物のように使用する利用処分意思が必要である。早期利権を認識
 - (2) 本件において、Xには犯罪事実の認識・認識があるため、故意が認められる。そして不法領得の意思は、Bの占有を奪取することから権利者排除意思があり、Bの所有物であるボシェットの中心を使用して利用処分意思が認められるため、不法領得の意思が認められる。
 7. 以上のことから、Xには窃盗罪(235条)が成立する。
- 以上
- 科刑上一罪
- 47の行為が27で観念的競合(数罪)
- もう一方に吸収されている場合
- 包括一罪

2

セオリ一
に重
罪から校
す
貝すは田の

सुसंस्कृत शब्द

2. ページ

زنگنه ۳

100

2 ページ



第 一 問

2

第 一 問

3

第 一 問

① 在壳即可。

4

第 一 問

5/1

第 一 問

以上

一
運